

「特定在留カード」がはじまりました！

外国人にとっての利便性が向上しますので
雇用している外国人労働者へお知らせください

- 外国人労働者を雇用する事業主は、外国人雇用管理指針において、外国人労働者が在留資格の範囲内で能力を有効に発揮しつつ就労できる環境が確保されるよう、適切な措置を講ずるべきと定められています。
- 在留資格の確認にあたっては、在留カードを確認する必要がありますが、令和8年6月14日から、
 - ① 在留カードのデザインが新しくなりました。
 - ② 在留カードとマイナンバーカードがひとつになった**特定在留カード**の運用が開始されました。

在留カードのデザインが新しくなりました

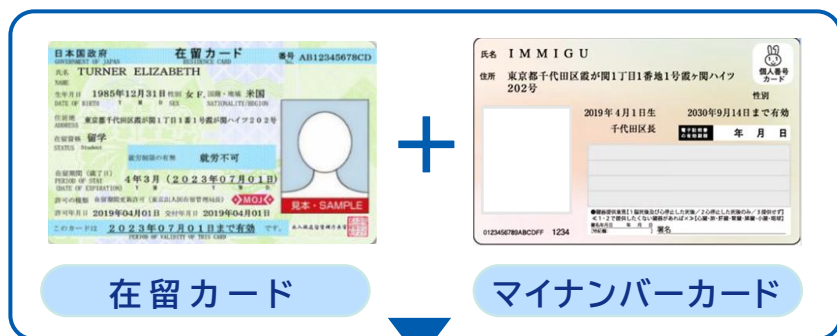
令和8年(2026年)6月14日以降に
交付される在留カードにおいては、
下記の項目が券面に記載されなくなり、
ICチップに記録されます。

- ①在留期間(「1年」、「3年」など)
- ②許可の種類、許可年月日
- ③交付年月日



特定在留カードがはじまりました

令和8年(2026年)6月14日から、外国人にとっての利便性向上のため、在留カードとマイナンバーカードがひとつになった、特定在留カードの運用が開始されました。



特定在留カード

これまで

在留カードに関する手続きは
地方出入国在留管理局で

マイナンバーカードに
関する手続きは市区町村で

特定在留カードを
取得すると...

これから

特定在留カードであれば、
地方出入国在留管理局で
手続きが終わる

(マイナンバーカードの手続きのため
に市区町村に行く必要がなくなる)

在留カード等読取アプリケーションについて

外国人労働者は、在留資格に基づく活動が認められており、事業主が不法就労をさせた場合は、不法就労助長罪が適用される可能性があります。また、外国人が偽変造カードを利用し、就労可能であることを偽装して不法就労活動を行う事案も指摘されています。

「在留カード等読取アプリケーション」では、ICチップ内の情報をアプリ上に表示し、提示された在留カードの記載内容と見比べることで、在留カードの偽変造の有無が確認できるため、不法就労防止対策として効果的です。

在留カード等読取アプリケーションとは？

- 在留カード等の ICチップ内に保存されている情報を読み取ることができます。
- 読み取った情報と券面に記載された情報を見比べることで、在留カードが偽変造されていないかを確認することができます。

使用方法

STEP 1

在留カード等番号入力
またはカメラで読み取る



手入力
OR
自動読み取り

STEP 2

在留カード等を読み取る



STEP 3

読み取った画像とカード
券面の記載内容を見比べて、
相違ないか確認



注：ICチップが読み取れない場合は、画像確認はできません。住居地を管轄する入管局で再交付申請をお願いします。

アプリを使用して在留カード等を確認した際、不明点がある場合（読み取った情報が券面と異なる、カードを読み取れない等）は、お近くの都道府県労働局・ハローワークまたは地方出入国在留管理官署へご相談ください。



◀在留カード等読取アプリケーション サポートページ

操作マニュアル、利用環境等はサポートページをご確認ください。
アプリの操作方法等は、メール(rsd-support@rsd-support.jp)までお問い合わせください。

ダウンロードは
こちらから

パソコン端末
Windows/
Mac版



iPhone版



Android版



特定在留カードリーフレット

外国人労働者への特定在留カードに関するご説明にあたっては、出入国在留管理庁のリーフレットをご活用ください。

日英併記 ▶



やさしい
日本語版 ▶



出入国在留管理庁ウェブサイト
(特定在留カード交付申請について)

申請方法、手数料等の詳細についてはこちらをご確認ください